

保険料払込免除特約(20) 無配当



♡ 特長

がん・心疾患・脳血管疾患や、特定障害状態、要介護状態、精神障害等で所定の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要となります。

次のいずれかの状態になられたときは、主契約と付加された特約について、以後の保険料のお払い込みが不要となります。詳細についてはP.2「保険料の払込免除事由」をご覧ください。

- 初めてがんと診断確定されたとき
 - 上皮内がん、悪性黒色腫を除く皮膚がんは対象となりません。
 - がんに関する保障が開始する(がん給付の責任開始期)までには、この特約の責任開始期から**90日の待ち期間**があります。

がん	<ul style="list-style-type: none"> ● 胃がん ● 肺がん ● 前立腺がん ● 白血病 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大腸がん ● 乳がん ● 肝臓がん 	等
-----------	--	---	---

- 心疾患で以下のいずれかに該当したとき
 - ・ 所定の手術を受けられたとき
 - ・ 20日以上継続入院をされたとき
 - ・ 心疾患のうち急性心筋梗塞で60日以上所定の労働制限が継続したと診断されたとき

心疾患*	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性心筋梗塞(急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞) ● リウマチ性僧帽弁疾患 ● 狭心症 ● 心房細動 ● 肺塞栓症 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性心膜炎 ● 心不全 	等
-------------	---	--	---

* 高血圧性心疾患は含みません。

- 脳血管疾患で以下のいずれかに該当したとき
 - ・ 所定の手術を受けられたとき
 - ・ 20日以上継続入院をされたとき
 - ・ 脳血管疾患のうち脳卒中で60日以上所定の後遺症が継続したと診断されたとき

脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞) ● 一過性脳虚血発作 ● 脳動脈瘤 	等
--------------	--	---

- 特定障害状態になられたとき

・ 身体障害者手帳3級以上 公的制度連動

- 以下のいずれかの要介護状態に該当したとき

・ 満65歳未満で所定の要介護状態が継続して180日あること
 ・ 公的介護保険制度で「要介護2以上」 公的制度連動
 ■ 詳細については、P.3「当社所定の要介護状態」をご覧ください。

- 精神障害等により、以下のいずれかの状態に該当したとき

・ 精神障害者保健福祉手帳2級以上 公的制度連動
 ・ 所定の精神及び行動の障害による60日以上継続入院

精神及び行動の障害	<ul style="list-style-type: none"> ● アルツハイマー型認知症 ● アルコール依存症 ● 統合失調症・双極性障害(躁うつ病) 	等
------------------	--	---

 ■ 詳細についてはP.3「所定の精神及び行動の障害」をご覧ください。

解約返戻金はありません。

保険期間をとおして解約返戻金はありません。

📄 ご契約例

生活保障特則14付家族収入保険(非喫煙者優良体保険料率*)に保険料払込免除特約(20)を付加した場合

- 年金額: 25万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 最低支払保証期間: 2年
- 払込方法: 個別別月払

性別	男性		女性	
	特約を付加した場合	特約部分保険料	特約を付加した場合	特約部分保険料
25歳	6,323円	398円	5,395円	420円
35歳	6,903円	478円	5,752円	502円
45歳	7,520円	520円	5,971円	446円

* 被保険者のこれまでの健康状態および喫煙状況などに応じて、優良体・非喫煙者割引特則を付加することにより適用されます。詳細については家族収入保険のパンフレットをご覧ください。

※この特約を中途付加する場合、責任準備金のお払い込みが必要となる場合があります。



保険料の払込免除事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

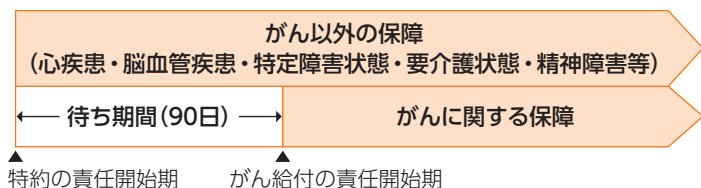
次のいずれかの状態になられたときは、主契約と付加された特約について、以後の保険料のお払い込みが不要となります。

対象となる疾病等	払込免除事由
悪性新生物 (がん)	がん給付の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって診断確定されたとき ※上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 その他お支払い対象にならない例として、乳房や膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、胃がんでがんの浸潤が粘膜上皮にとどまるものなどがあります。 ※がんに関する保障が開始する(がん給付の責任開始期)までには、この特約の責任開始期から90日の待ち期間*1があります。
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患*2により次のいずれかに該当したとき ① 公的医療保険制度の手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術*3を受けたとき ② 20日以上継続*4した入院をしたとき ③ 心疾患のうち急性心筋梗塞(急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞)を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上所定の労働制限が継続したと医師によって診断されたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により次のいずれかに該当したとき ① 公的医療保険制度の手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術*3を受けたとき ② 20日以上継続*4した入院をしたとき ③ 脳血管疾患のうち脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上所定の後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
特定障害状態	責任開始期以後に傷害または疾病が原因で次の①・②をともに満たした状態に該当したとき ① 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級に該当したこと ② ①で定める障害に対して、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
要介護状態	責任開始期以後に傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態に該当したとき ● 満65歳未満の被保険者について、次の①・②をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと ① 当社所定の要介護状態*5に該当したこと ② 当社所定の要介護状態*5がその該当した日から継続して180日あること ● 公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと
精神障害等による 所定の状態	責任開始期以後に傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態に該当したとき ● 次の①・②をともに満たした状態 ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級の1級または2級に該当したこと ② ①に定める障害に対して、障害等級が1級または2級である精神障害者保健福祉手帳の交付があったこと ● 所定の精神及び行動の障害*6を発病し、60日以上継続*4した入院をしたとき

- *1 90日の待ち期間については、下段「がん給付の責任開始期について」をご覧ください。
- *2 高血圧性心疾患は含みません。
- *3 診断・検査を直接の目的とした診療行為や注射、点滴、全身的・局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による療養を除きます。
- *4 退院日の翌日から起算して31日以内の転入院・再入院で、入院の原因が同一であると当社が認めたときは継続した1回の入院とみなします。
- *5 当社所定の要介護状態については、P.3をご覧ください。
- *6 所定の精神及び行動の障害については、P.3をご覧ください。

がん給付の責任開始期について

がんに関する保障が開始する(がん給付の責任開始期)までには、この特約の責任開始期から90日の待ち期間があります。がん以外は、この特約の責任開始期から保障が開始されます。



がん給付の責任開始期前までがんと診断確定された場合、保険契約者から所定の期間内に申出があったときにはこの特約は無効となり、既払込保険料を払い戻します。

- 特約の責任開始期からがん給付の責任開始期前までがんに罹患したと診断確定されていた場合でも、がん給付の責任開始期以後、新たにがんと診断確定されたときは保険料の払込免除の対象となります。

当社所定の要介護状態

詳細については「ご契約のしおり・約款」別表20をご覧ください。

介護保険金のお支払い対象となる当社所定の要介護状態とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態

- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

(2) 次の①および②のいずれにも該当する状態

- ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に規定する問題行動が3項目以上みられる状態
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

表1

項目		介助状態
寝返り	身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまらなければ、1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。
歩行	歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。

※時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。

表2 別表20より一部を抜粋

項目	全面的介助状態の例	部分的介助状態の例
1. 入浴	● 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。	● 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。
2. 排せつ	● オムツ等を使用している。	● 排せつ後に自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。
3. 食事の摂取	● 介助がなければ自分では全くできない状態。	● 食器・食物などを工夫しても、介助がなければ困難な状態。
4. 清潔・整容	● 歯磨き等を自分では全くできない。	● 整髪を行う際に、くしやブラシを用意する等の介助が必要である。
5. 衣服の着脱	● 上衣の着脱を自分では全くできない。	● 上衣の着脱の一部は自分ではできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。

※時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。

また、全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。

表3 別表20より一部を抜粋

問題行動の例
<ul style="list-style-type: none"> ● 作話をし周囲に言いふらすことがある。 ● 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 ● 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 ● 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 ● 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 ● 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 ● 1人で外に出たがり目が離せないことがある。 ● 火の始末や火元の管理ができないことがある。

※問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

所定の精神及び行動の障害

※詳細については「ご契約のしおり・約款」別表47をご覧ください。

当社が定める所定の精神及び行動の障害には、例えば以下の病名が該当します。

これらを発病し、60日以上継続した入院をしたとき、以後の保険料のお払い込みが免除となります。

◆ 所定の精神及び行動の障害に該当する病名の例

- アルツハイマー型認知症
 - 双極性障害(躁うつ病)
 - 妄想性パーソナリティ障害
 - 多動性障害
 - アルコール依存症
 - 不安神経症
 - 会話および言語の発達障害
 - てんかん
 - 統合失調症
 - 摂食障害
- 等



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆主契約の契約年齢範囲と同一かつ15歳以上

保険料払込方法

◆この特約にかかる保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

払込免除事由の変更

◆公的医療保険制度、身体障害者福祉法等、公的介護保険制度、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正が行われ、その改正がこの特約の払込免除事由に影響をおよぼす場合、主務官庁の認可を得て、この特約の払込免除事由を変更することがあります。

先進医療について

◆先進医療とは、健康保険制度に基づく評価療養のうち、治療や手術を受けられた日において、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療施設にて行われるものに限る）をいいます。

◆具体的な先進医療技術やその適応症（対象となる病気・ケガ、それらの症状）および実施している医療機関については変更されることがあります。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

米ドル建保険に付加した場合

この特約を米ドル建保険に付加した場合、保険関係費用に加え、次の費用がかかります。

◆米ドルの取扱にかかる費用

〈円で保険料をお払い込みいただく場合など〉

・当社所定の為替レートには、各々、為替手数料（0.01円／1米ドル）*が含まれます。

* 為替手数料は、2023年1月現在の金額であり、将来変更する可能性があります。

〈米ドルで保険料をお払い込みいただく場合など〉

・ご利用される金融機関により、各種手数料が別途必要になる場合があります。各種手数料の金額やお支払い等について詳しくは、ご利用の金融機関にご確認ください。

変額保険に付加した場合

◆この特約の保険料は特別勘定での運用は行いません。

保険料払込免除特約(20)を付加できるご契約

- ・積立利率変動型終身保険
- ・ファミリー保険
- ・生活保障保険
- ・有期払込終身保険
- ・家族収入保険*1*2*3
- ・逡減定期保険*1*3
- ・変額保険(終身型)
- ・米ドル建終身保険
- ・総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- ・健康還付給付金特則付総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- ・長期総合医療保険
- ・総合医療保険*4
- ・終身がん保険(08)

*1 優良体・非喫煙者割引特則付を含みます。

*2 生活保障特則付、生活保障特則14付を含みます。

*3 喫煙リスク区分型を含みます。

*4 低解約返戻金特則付を含みます。

◆この特約を付加できる主契約であっても、次に該当する場合は付加できません。

- ・主契約・特約*1が更新可能な種目の場合
- ・主契約・特約*1の保険料払込期間が70歳を超える場合*2
- ・主契約・特約*1の保険料払込期間が5年未満の場合

*1 女性特定手術給付特約、先進医療特約、抗がん剤治療特約を除きます。

*2 保険料払込期間が終身の総合医療保険(無解約返戻金型) 18(健康還付給付金特則付を含む)およびこの主契約に付加された特約には付加できません。

●その他、会社の定める条件を満たさない場合、付加できないこともあります。

●一部の保険代理店では付加することができません。

詳細は、ソニー生命までお問い合わせください。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymylife.co.jp/

担当の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

このパンフレットは、環境に配慮したFSC®森林認証紙と植物油インキを使用しています。



担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。